

第
3971
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2010年)平成22年 4月 5日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 義務的修正申告

Q：修正申告をしなかった場合、罰則規定があると聞きました。どういうことですか？

A：買換えや収用等の特例を適用して申告したものの、要件を満たさなかった場合には、義務的修正申告を提出しなければなりません。これを提出しないときは罰則が科せられます。

【解説】

税法には、買換えや収用などのように、一定の要件を満たす場合には税額計算の特例が受けられるものがあります。

しかし、このような特例は、後日において要件を満たさないこととなることもあり、そうしたときには修正申告または期限後申告をその要件を満たさないこととなった日から、原則として4ヶ月以内に提出しなければならないことになっています。この修正申告を義務的修正申告と言っていますが、今年の6月以降、この申告書の提出を忘れると申告書不提出犯として1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなっていますので注意してください。

なお、この対象となるものには、買換えや収用の他に優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例など全部で10の特例があげられています。

